

えんしんカードローン “太陽” 《セットプラン100》

2021年1月4日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> • えんしんカードローン “太陽” セットプラン 100
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> • 年齢が満 20 歳以上 65 歳未満（ただし、契約更新時は年齢が 70 歳未満）で、次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫と住宅ローン（住宅金融支援機構及び信金中央金庫の住宅ローンを含む。）又はしんきん保証基金付個人ローン（切替プランを除く。）のお取り引き（※）がある方。 なお、実行先で最初の約定返済日が到来している場合、直近の約定返済が行われていない方はご利用いただけません。 ※実行先（実行予定先を含む。）又は完済後 3 か月以内の住宅ローン等の取引が対象です。 ② 給与振込（毎月 5 万円以上）又は 5 大公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK）・生命共済（厚生労働省認可の共済制度）の自動振替実績がある方若しくは自動振替の契約手続きが完了されている方。 • しんきん保証基金の保証を受けられる方。
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> • 個人消費資金（事業資金を除きます。）
4. ご融資限度額（貸越極度額）	<ul style="list-style-type: none"> • 100 万円 ただし、本件以外にしんきん保証基金保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む。）は、累計して 3,000 万円までといたします。
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> • 3 年 ※ 1. 更新条件を満たしている方は、原則として自動更新となります。 なお、満 70 歳に達した後は、ご利用期間満了の日をもって契約を終了させていただきます。 ※ 2. ご利用期間中に住宅ローン等を完済した場合も、カードローンは引き続きご利用いただけます。
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> • 固定金利 • 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
7. 利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> • 毎日の最終残高について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算により計算します。 • 毎月 7 日に、前月 7 日から当月返済日の前日までの利息を最終残高に加算します。
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月 7 日に、返済金額（20,000 円）を、返済口座から自動的に引き落としいたします。 • 毎月の定額返済のほかに、当金庫窓口、A T M 及び提携金融機関の A T M により、随時に任意の金額（1,000 円単位）をご返済いただけます。 ※ A T M によるご返済は、ご利用時間等により手数料がかかる場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。
9. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> • しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
10. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> • 保証料は、利息に含みます。

《裏面に続く》

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>12. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • お引き出しは、当金庫及び他の信用金庫、銀行、信用組合、ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。 • 現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

